

横浜市行政不服審査会答申
(第3号)

平成28年12月22日

横浜市行政不服審査会

1 審査会の結論

「行政証明不交付決定処分」に係る審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

2 事案概要

審査請求人は、平成 28 年 6 月 24 日、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号。以下「法」という。）第 20 条第 1 項の規定により、栄区長（以下「処分庁」という。）に対して、審査請求人の戸籍の附票に記載されている者全員に係る戸籍の附票の写しの交付を請求したところ、同月 27 日、処分庁からこれを不交付とする決定（行政証明不交付決定処分。以下「本件処分」という。）を受けたことから、その取消しを求めて審査請求を行ったものである。

なお、審査請求人は、横浜市ドメスティック・バイオレンス、ストーカー等被害者支援のための住民基本台帳事務取扱要領（平成 16 年 7 月 1 日市窓第 45 号。以下「横浜市要領」という。）に基づく支援措置制度において、加害者とされている者である。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する主張は、次のように要約される。

- (1) 本件処分により審査請求人の戸籍の附票の写しの交付を受ける権利が侵害されている。

戸籍の附票の写しの交付を求めた理由は、子の居場所を知るという正当なものである。審査請求人は、その配偶者に対して身体に対する暴力を行って おらず、審査請求人が配偶者に対して行った攻撃的な言動は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号。以下「配偶者暴力防止法」という。）第 1 条に規定する身体に対する暴力に準じる心身に有害な影響を及ぼす言動には当たらない。審査請求人は、現在ではうつ病から回復し攻撃的な言動をするおそれはない。

したがって、本件戸籍の附票の写しの請求は、不当な目的によるものではない。

- (2) 本件処分は、審査請求人に対して、何ら弁明の機会を与えず、すなわち憲

法第 31 条が保障する適正手続を経ずして行われたものであるから違法であり、取り消されるべきである。

4 処分庁の主張の要旨

処分庁が、弁明書において主張している本件処分に対する主張は、次のように要約される。

- (1) 審査請求人の配偶者から住民基本台帳事務処理要領（昭和 42 年 10 月 4 日法務省民事局長等通知。以下「法務省要領」という。）第 5-10 に基づく支援措置の申出がなされており、当該申出を受け付けた市町村から転送を受けた支援措置申出書の写しに警察等の相談機関等の「支援の必要性があるものと認める」旨の意見が付されていた。

したがって、当該転送は法務省要領第 5-10-アからエまでの規定に基づき適正に行われたものと判断し、横浜市要領 6-(3)-イの規定に基づき、支援措置対象者である審査請求人の配偶者及びその子について、支援の必要性があると判断した。

- (2) 法第 20 条第 1 項では、「戸籍の附票に記載されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属は、これらの者が記録されている戸籍の附票を備える市町村の市町村長に対し、これらの者に係る戸籍の附票の写しの交付を請求できる」と規定されているが、法務省要領第 5-10-コ-(イ)-(A)によれば、支援措置対象者に係る戸籍の附票の写しについて、加害者から交付の請求がなされた場合には、同条第 5 項が準用する法第 12 条第 6 項の不当な目的によることが明らかとして、当該請求を拒否するものとされているため、本件処分を行った。

5 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書「判断理由」の「第 4 3 本件における請求拒否の適法性・妥当性、4 その他の審査請求人の主張について」に記載のとおりとしている。

6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「判断理由」の「第 4 3 本件

における請求拒否の適法性・妥当性、4 その他の審査請求人の主張について」と同旨であり、次のとおりである。

(1) 本件における請求拒否の適法性・妥当性

本件処分は、法第 12 条第 6 項に基づく処分であり、「不当な目的があることが明らかなきとき」に当たるとして行われた処分である。

この点、「不当な目的」とは、「他人の住民票の記載事項を知ることが社会通念上相当と認められる必要性ないし合理性がないにもかかわらず、その記載事項を探索し、また暴露したりなどしようとする」とされており、例えば、「請求をするもの自らが「不当な目的」であることを口外して請求してきており、その言動・態度等から不穏当な行動が予測されるような場合などは、「不当な目的」によることが明らかなきときとして、当該請求を拒むことができる」とされる。しかしながら、そもそも不当な目的を有している者がそれを公言しつつ請求することは通常考えられない。

また、配偶者暴力防止法第 2 条において、地方公共団体は、被害者の適切な保護を図る責務を有することが定められていることなどを踏まえれば、被害者の生命・身体の保護を図るため、一定の施策を講じる必要性は当然に認められるものと解される。

その上で、法務省要領において、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等児童虐待及びこれに準じる行為の加害者が、戸籍の附票の写し等の交付制度を不当に利用して被害者の住所を探索することを防止し、被害者の生命・身体の保護を図ることを目的として、支援措置制度が設けられており、支援措置制度においては、加害者が支援措置が採られている者に係る戸籍の附票の写し等の交付請求をした場合には、不当な目的があることが明らかとして、これを拒否することができることとされている。

これを受け、横浜市では、横浜市要領において、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為、児童虐待及びこれらに準ずる行為等の被害者支援のため、法に基づく事務の取扱いに関し必要な事項を定めている。

この支援措置制度については、国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）に基づく損害賠償請求事件の例ではあるが、「支援措置制度は全国の他の地方自治体においても行われているものであり、それ自体、合理的な目的と内容を有するもの」（東京地方裁判所平成 28 年 3 月 30 日判決（平成 27 年（ワ）

第 28779 号)) とされていることから、被害者の生命・身体の保護を図るための施策として、合理的な目的と内容を有するものであることは明らかといえる。

したがって、本件においては、審査請求人の配偶者は、現に夫婦間暴力について警察等の相談機関等に相談し、当該相談機関等からも支援の必要性があるものとされ、横浜市要領に基づき処分庁による支援措置決定を受けているのであるから、本件処分の審査請求手続においては、特にその前提となる配偶者に対する暴力行為の有無までは、判断すべきではないし、できるものでもないと解される。

本件では、審査請求人は、配偶者に対して暴力行為は行っていない、配偶者に対して行った攻撃的な言動は心身に有害な影響を及ぼす言動には当たらない、現在はうつ病から回復し攻撃的な言動をするおそれはないと述べるが、支援措置の手続が採られている以上、審査請求人が主張する暴力等に係る事情にかかわらず、支援措置が採られていることをもって請求を拒否することができるものと解される。

もともと、法は、他の目的に先立ち、住民の居住関係の公証を掲げており（法第 1 条）、また、戸籍の附票の写し等の交付に関する省令（昭和 60 年法務省・自治省令第 1 号）第 1 条第 2 項第 2 号では、法第 12 条第 6 項の適用として、配偶者暴力防止法第 1 条第 2 項に規定する被害者のうち更なる暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがあるものに係る請求である場合には請求事由を明らかにすることが定められている。このことからすれば、行政機関に対する申請に対し添付が必要であるなど、戸籍の附票の写し自体が、請求における利用目的のために必要不可欠であり、他の手段では代替できないと認められる場合といったように、請求に特別の必要が認められる場合には、請求を拒否することは相当でないといえるから、本件処分の審査請求手続においては、その請求事由について、より厳格な審査を行う必要があると解される。

その上で本件をみると、審査請求人は、本件請求の目的は、子の居場所を知るといふ正当なものであると述べている。

この点について検討すると、上記の支援措置決定においては、審査請求人の配偶者の支援措置と併せてその子についても支援措置が採られている。

被害者の生命・身体の保護を図るといった支援措置制度の目的に照らせば、その子の居場所を知ること自体が請求の目的となっているような場合については、本件請求に特別の必要を認めることは相当でないといわれる。

したがって、審査請求人は、本件処分により同人の戸籍の附票の写しの交付を受ける権利が侵害されていると主張するが、子の居場所を知るといった目的に特別の必要を認めることはできないから、審査請求人の主張には理由がない。

以上より、法第 12 条第 6 項の規定により本件請求を拒否した処分庁の決定は、結論として、適法かつ妥当といえることができる。

(2) 憲法第 31 条の適正手続

審査請求人は、本件処分は、何ら弁明の機会を与えず、すなわち憲法第 31 条が要請する適正手続を経ずして行われたものであるから違法であると主張するが、憲法第 31 条の適正手続の要請を行政手続に法律上適用ないし準用するために制定されたものが行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）であるところ、同法第 2 章及び第 3 章の規定は、法の規定により市町村長がする処分については適用を除外することとされている（法第 31 条の 2）。

したがって、本件処分が違法であるとはいえない。

(3) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

(4) 結論

以上のとおりであるから、上記 5 の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

《 参 考 1 》

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
平成28年7月15日	・ 審査請求書（副本）送付及び弁明書の提出等依頼
平成28年8月4日	・ 弁明書の受理
平成28年8月5日	・ 弁明書（副本）の送付及び反論書の提出等依頼
平成28年8月26日	・ 委任状及び反論書の受理
平成28年9月6日	・ 証拠書類等の受理
平成28年9月16日	・ 反論書（副本）及び質問書の送付
平成28年9月23日	・ 質問書回答受理
平成28年10月4日	・ 審理手続の終結
平成28年10月11日	・ 審理員意見書の提出

《 参 考 2 》

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
平成28年11月8日	・ 審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理
平成28年11月16日	・ 調査審議
平成28年12月21日	・ 調査審議